

リハビリ特化型デイサービス マイホーム柏 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ジーティーエス が開設する「リハビリ特化型デイサービス マイホーム柏 」(以下「事業所」という。)が行う指定地域密着型通所介護、及び第1号通所事業(指定介護予防通所介護に相当するものに限る)(以下「指定通所介護等」という。)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者(以下「通所介護従事者」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者又は事業対象者(以下「要介護者等」という。)に対し適正な指定通所介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条
- 1 事業所の通所介護従事者は、要介護者等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。
 - 2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。
 - 3 都道府県及び市区町村が条例で定める基準等の内容を遵守し、事業を運営する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 リハビリ特化型デイサービス マイホーム柏
- 2 所在地 住所 千葉県柏市東 1-2-44 カンターレ浜嶋 1階

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとし、各職員の員数は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名(常勤)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 生活相談員 サービス提供時間に応じて1名以上配置
生活相談員は、指定通所介護等の利用申込にかかる調整、地域密着型通所介護計画、又は第1号通所サービス(介護予防通所介護相当)計画書(以下「通所介護計画等」という。)の作成等を行う。また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。
- 3 介護職員 単位ごとに、専従で常時1名以上配置。
介護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。
- 4 機能訓練指導員 単位ごとに、1名以上配置。
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日（祭日含む）

ただし、8月14日から8月16日及び12月29日から1月4日までを除く。

- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、下記のとおりとする。

1 単位目 サービス提供時間帯 午前9時から午後0時10分 定員10人

2 単位目 サービス提供時間帯 午後2時から午後5時10分 定員10人

(指定通所介護等の提供方法、内容)

第7条 指定通所介護等の内容は、居宅サービス計画又はケアマネジメントに係るケアプラン（以下「居宅サービス計画等」等）に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画等の作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

- 1 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する

排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体の介護

- 2 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。

- 3 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には通所介護従事者が添乗し必要な介護を行う。

- 4 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う。

(指定居宅介護支援事業者との連携等)

第8条 1 指定通所介護等の提供にあたっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、綿密な連携に努める。

3 正当な理由なく指定通所介護等の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して通所介護の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者等と連携し、必要な措置を講ずる。

(個別援助計画の作成等)

第9条 1 指定通所介護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、援助計画を作成する。また、すでに居宅サービ

ス計画等が作成されている場合は、その内容にそった通所介護計画を作成する。

- 2 通所介護計画等の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、通所介護計画等に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(指定通所介護等の提供記録の記載)

第10条 通所介護従事者は、指定通所介護等を提供した際には、その提供日・内容、当該指定通所介護等について、介護保険法第42条の2第6項、第53条第4項又は第115条の45の3第3項の規程により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載し保存する。

(指定通所介護等の利用料等及び支払いの方法)

- 第11条
- 1 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は市町村が定める基準によるものとする。当該指定通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。
 - 2 第12条の通常の事業の実施地域を越えて行う送迎の交通費は、通常事業の実施地域を越えた地点から居宅まで1キロメートルあたり80円とする。
 - 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。
 - 4 指定通所介護等の利用者は、事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。
 - 5 天候被害による危険回避の為の休業の場合は割引しない。(但し、厚生労働省からの通知がある場合を例外とする)

(通常の事業の実施地域)

- 第12条
- 1 地域密着型通所介護及び第1号通所事業の通常の事業の実施地域は、柏市の一部とする。
 - 2 介護予防通所介護の通常の事業の実施地域は柏市の一部とする。

柏市の一部

(柏、中央町、中央、東上町、桜台、東台本町、若葉町、泉町、緑ヶ丘、弥生町、千代田、大塚町、東、八幡町、東柏、あかね町、関場町、亀甲台町、ひばりが丘、日立台、名戸ヶ谷、新柏、常盤台、永楽台、豊住、東中新宿、加賀、増尾、つくしが丘)とする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第13条 通所介護等の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細及び重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得た上で署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第14条 1 通所介護従事者等は、指定通所介護等を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 指定通所介護等を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

防火責任者	管理者
防災訓練	年1回
避難訓練	年1回
通報訓練	年1回

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

- 第16条 1 通所介護等に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 2 通所介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第17条 利用者が機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用する。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(相談・苦情対応)

- 第18条 1 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し保存する。
- 3 事業所は、市区町村及び国民健康保険団体連合会が行なう調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をする。
- 4 事業所は市区町村及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

(事故処理)

- 第19条 1 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し保存する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

- 第20条 1 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) 虐待防止のための指針の策定
 - (4) 虐待防止のための対策委員会設置と委員会の定期開催
またその内容を従業員に周知徹底する
 - (5) 研修・委員会を適切に実施するための担当者の決定
 - (6) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（ハラスメント対策に関する事項）

- 第21条 1 事業所は、職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメント防止のため次の措置を講ずるものとする。
- (1) ハラスメントに対する基本方針の策定
 - (2) ハラスメントに対するマニュアルの策定
 - (3) ハラスメントに対する相談窓口・体制の整備
 - (4) ハラスメントに対する研修の実施

（業務継続計画の策定等）

- 第22条 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定密着型通所介護（指定予防通所事業）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての重要事項）

- 第23条 1 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後2か月以内
 - 二 継続研修 年2回以上
- 2 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。
- 3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。
- 4 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社ジーティーエス代表取締役とリハビリ特化型デイサービス マイホーム柏 の管理者との協議に基づき定めるものとする。

する。

附 則

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

この規程は、平成27年9月1日から施行する。

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

この規程は、令和4年11月17日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年1月1日から施行する。

この規程は、令和5年12月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年5月1日から施行する。